

国民年金保険料の納付が困難なときは申請免除・納付猶予・学生納付特例の手続きを！

## 免除制度について

申請日より、原則2年1ヶ月前まで遡って申請できます。  
お早めに市役所 国保年金課や年金事務所で手続きをしてください。

所得が少ない方は

### 保険料免除制度

失業などにより  
所得（収入）が少なく  
保険料の納付が困難なときは

50歳未満の  
所得が少ない方は

### 納付猶予制度

就職が困難などにより  
保険料の納付が困難なときは

学生の方は

### 学生納付特例制度

学生のため保険料の納付が  
困難なときは

市役所国保年金課窓口や年金事務所に申請をし、日本年金機構で承認を受けると

保険料の全額、3/4、半額、1/4  
の納付が免除されます。

保険料の納付が猶予されます。

保険料の納付が猶予されます。

※所得が未申告の方は、審査ができませんので必ず確定申告等をしてください。

### 申請の際に必要なもの

- ・マイナンバーまたは基礎年金番号がわかるもの
- ・認め印（本人が署名する場合は不要）
- ・学生証（学生の方のみ必要）コピー可

申請は郵送でもできます。申請書が必要な方は、国民年金、国民年金保険 届出・様式集から申請書をダウンロードし、お使いください。

また、日本年金機構のホームページからも申請書をダウンロードできます。

該当したとき届出  
しましょう

## 法定免除

国民年金や厚生年金から障害年金1・2級を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなどは届出により保険料の全額が免除されます。  
平成26年4月から、法定免除期間でも申出により保険料が納められます。

## ここが違う！免除・納付猶予・学生納付特例と未納

	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	老齢基礎年金を受けるための資格期間には	
		平成 21 年 3 月以前の免除期間	平成 21 年 4 月以後の免除期間
全額免除	受給資格期間に入ります	年金額に 1/3 が反映されます	年金額に 1/2 が反映されます
1/4 納付		年金額に 1/2 が反映されます	年金額に 5/8 が反映されます
半額納付		年金額に 2/3 が反映されます	年金額に 3/4 が反映されます
3/4 納付		年金額に 5/6 が反映されます	年金額に 7/8 が反映されます
納付猶予		年金額に反映されません	
学生納付特例			
未納	受給資格期間に入りません		

※免除制度が承認されれば、障害基礎年金・遺族基礎年金を受け取るときに保険料を納めたときと同じ扱いになります。

### 追納

をおすすめします

保険料免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間で 10 年以内の期間は、遡って保険料を納めることができます。

追納することにより、保険料免除、納付猶予、学生納付特例を受けずに保険料を納めていた方と同じように年金額が計算されます。老齢基礎年金の年金額を満額に近づけるためにも追納をおすすめします。ただし、3 年度目以降、追納する場合は当時の保険料に加算額がつきます。

お早めの追納をおすすめします。

※追納を希望するときは、年金事務所へお問い合わせください。

## 所得の少ない方は**保険料免除制度**

所得に応じて「全額免除」、「1/4 納付（3/4 免除）」、「半額納付（半額免除）」、「3/4 納付（1/4 免除）」の4段階の免除制度があります。

### ◎申請要件

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のいずれもが申請する年度の前年所得などの定められた基準以下であることが要件です。

◎免除の承認期間 ⇒ 7月から翌年6月まで。

※1/4 納付、半額納付、3/4 納付の承認を受けた場合は上記表の保険料を納めないと未納期間扱いとなりますので、ご注意下さい。

## 失業された方の免除の特例

所得が免除等の承認基準を上回っている方でも、失業などの理由により免除等の承認を受けることができる場合があります。失業などの理由で申請する場合は、下記のいずれかの書類もご持参ください。  
(コピー可)

- ・雇用保険受給資格者証
- ・雇用保険被保険者資格喪失確認通知書
- ・雇用保険被保険者離職票 など

## 所得の少ない方は**納付猶予制度**

50歳未満の方に限り利用できる制度です。

※平成28年7月から対象年齢が「30歳未満の方」から「50歳未満の方」に拡大されました。

### ◎申請要件

「申請者本人」、「申請者の配偶者」のいずれもが申請する年度の前年所得などの定められた基準以下であることが要件です。

◎納付猶予の承認期間 ⇒ 7月から翌年6月まで。

※途中で50歳に到達する場合は、50歳に到達する月の前月までとなります。

## 学生の方は **学生納付特例制度**

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

### ◎申請要件

「学生」で申請する年度の前年所得が118万円以下であることが要件です。

※学生の方は、免除制度・納付猶予制度の申請はできません。

対象となる学校は…

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校など。

※各種学校の学生は、修業年限が1年以上で、都道府県等の認可を受けている学校が対象となります。

※夜間部、通信制課程、定時制課程の学生も対象となります。

※文部科学大臣が指定した一部の海外大学の日本分校に在学する学生も対象となります。

◎学生納付特例の承認期間 ⇒ 4月（または20歳誕生日）から翌年3月までです。

## **申請は毎年度必要です。**

今年度、学生納付特例を承認された方で、翌年度も同じ学校に在学する方には、

翌年3月末に「学生納付特例申請書（ハガキ）」が送付されます。

必要事項を記入し、返送することで学生納付特例の申請ができます。

※在学する学校などを変更された方は、市役所国保年金課で申請手続きが必要です。

申請書のダウンロードはこちらから ◆ [国民年金・国民健康保険 届出・様式リンク集](#)